(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規 定に基づき、岐阜県事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必 要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第二条 委員会は、次の事項を調査審議する。
 - 県又は市町村が実施する公共事業の評価に関する知事の諮問に応じ、答申すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、県又は市町村が実施する公共事業の評価に関する事項に関すること。

(組織)

- 第三条 委員会は、委員十四人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 学識経験を有する者
 - 二 県内の公共事業の実情を理解し、かつ、公平な立場にある有識者
 - 三 公募により選定した者

(委員の任期)

- 第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、前条第二項第三号に掲げる者の再任は、原則 として一回に限るものとする。

(委員長)

- 第五条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員 がその職務を代理する。

(会議)

- 第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、委員会 が審議対象事業の現地調査を行う場合は、この限りでない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、県土整備部技術検査課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長 が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に任命される委員(補欠の委員を除く。)の任期は、第四条第一項本文の規定にかかわらず、同日までとする。